

献血普及啓発ボランティアによる活動発表会 募集規約

献血普及啓発ボランティアによる活動発表会に応募する際に適用される規約を、以下のとおり定めます。応募を希望する方は、以下の事項に同意の上で応募するものとし、活動発表会への応募をもって、本規約に同意したものとみなします。

なお、活動発表会の運営者である厚生労働省医薬局は、本規約を変更する場合がありますので、応募の際には最新の募集規約をご参照ください。

I 応募要件

- 1 個人・団体を問わず、小中高生のどなたでも応募できます。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者は参加する資格を有しません。

II 応募作品

- 1 応募にともない発生した費用は全て応募者の負担になります。また、応募を以て本規約に同意したものとします。
- 2 応募作品に使用する音楽・映像・音声・図画、登場する人物の肖像権等の著作権について、応募者があらかじめ著作権を有するもの、もしくは著作権・肖像権等の権利保有者から使用承諾を得るなど、著作権を侵害しないようにしてください。厚生労働省医薬局は、応募作品について、使用承諾を得たものとして取り扱うこととし、著作権の侵害が判明した場合は、その作品は無効となります。
- 3 第三者による権利侵害等の紛争が生じた場合には、応募者が解決するものとし、厚生労働省は損害賠償の責任を一切負わないものとします。
- 4 本規約に定めのない事項については、厚生労働省医薬局の判断により決定します。応募者がその決定を了解できない場合は、応募者は応募を撤回できるものとします。なお、応募に伴い発生した費用などは返還できませんので、あらかじめご了承ください。
- 5 活動発表会の審査の最終日までの期間に本規約に定める事項に反した場合、応募資格を失うものとします。
- 6 公序良俗・一般常識に照らして厚生労働省医薬局が不適切と判断した作品については応募を取り消すとともに、作品の廃棄や削除を要請する場合があります。

Ⅲ 審査について

- 1 応募作品は献血普及啓発ボランティアによる活動発表会事務局が作成する特設サイトでの投票及び厚生労働省医薬局が設置する献血普及啓発ボランティアによる活動発表会審査委員会において審査を行います。
- 2 審査に関する問い合わせは一切受け付けないものとします。

Ⅳ 応募作品の使用について

- 1 応募作品については、活動発表会や献血に関連する広報のため使用することがあります。
- 2 他のコンテスト作品や他者が保有する広報コンテンツと類似性が認められた場合、受賞後であっても受賞を取り消す場合があります。
- 3 応募作品の使用権については、応募の日以降、厚生労働省医薬局、および厚生労働省医薬局が使用を認めた者に帰属します
また、応募者は、厚生労働省医薬局に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可能な利用権を無償で付与するものとします。
なお、厚生労働省医薬局は、使用権に基づき、事前に応募者に通知することなく、応募作品を適宜編集・加工した上で、厚生労働省ホームページ、Facebook、その他広報物等に使用する場合があります。
- 4 応募者は学校受験や就職活動等のために活動発表会の応募や受賞歴について公表することができます。ただし、応募者または応募作品が法令に違反する場合には、公表することはできません。

Ⅴ 特記事項

ご応募いただいた個人情報は、厚生労働省保有個人情報等管理規程に従い厳正に管理し、応募者への確認の連絡、受賞者への連絡・発送等活動発表会の実施・運営にのみ使用します。活動発表会に必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、応募者の許諾なく他者に開示・譲渡されることは一切ございません。